

第15号議案

令和6年度に小学校において使用する教科用図書および小学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条に定める選定に必要な資料について

令和6年度に小学校において使用する教科用図書および小学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条に定める選定に必要な資料について、次のとおり定める。

令和5年6月13日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり